

# 産業廃棄物収集運搬業許可証



住所 東京都江戸川区中葛西五丁目20番7号

氏名 株式会社ナンセイ  
代表取締役 稲福 誠

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 令和 5年 2月15日

許可の有効年月日 令和11年 1月 3日

## 1. 事業の範囲

(1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を含む。）

(2) 取り扱える産業廃棄物の種類

汚泥(\*) (#1)、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(\*) (#1)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず (#1)、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず(\*) (#1)、がれき類(\*) 以上13種類

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

【事業場①】

廃プラスチック類(\*)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず(\*)、がれき類(\*) 以上8種類

【事業場②】

廃プラスチック類(\*) (#1) (石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物に限る。)、金属くず (#1) (水銀使用製品産業廃棄物に限る。)、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず(\*) (#1) (石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物に限る。)、がれき類(\*) (石綿含有産業廃棄物に限る。) 以上4種類

※1 産業廃棄物の種類に(\*)表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。

※2 産業廃棄物の種類に(#1)表示のある場合は水銀使用製品産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。

※3 産業廃棄物の種類に(#2)表示のある場合は水銀含有ばいじん等を含み、表示のない場合は含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ施設等の所在地

【事業場①】 埼玉県三郷市上口二丁目25番、26番1、26番2、27番、28番 以上5筆  
(面積3,715㎡)

【事業場②】 埼玉県加須市鴻基3207番2 以上1筆 (面積8,028.31㎡)  
保管施設の概要は2頁から3頁のとおり。

## 3. 許可の条件

収集運搬に伴う保管は、2. に掲げる場所及び施設で行うこと。

## 4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成4年1月4日	指令中環第6-223号	新規許可
平成23年8月4日	指令産廃第457号	変更許可（「積替え保管を含む」への変更）
平成28年10月27日	-	変更届（保管面積の縮小）
令和4年3月3日	指令越環第678号	更新許可（優良認定）
令和5年2月15日	指令産廃第922-1号	変更許可（事業場②の追加）

5. 積替え許可の有無 無

※ 県内の政令市における許可の有無を記載

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無



## 保管施設の種類及び能力等

## 【事業場①】

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ	保管上限
金属くず 以上1種類	226.2m <sup>2</sup>	3.0m (屋外)	387.7m <sup>3</sup>
金属くず 以上1種類	56.6m <sup>2</sup>	3.0m (屋外)	97.0m <sup>3</sup>
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、 ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリート くず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず、がれ き類 以上8種類	38.2m <sup>2</sup>	3.0m (屋外)	65.4m <sup>3</sup>
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず (いずれも廃畳に限る。) 以上4種類	36.2m <sup>2</sup>	3.0m (屋外)	97.2m <sup>3</sup>
繊維くず(廃畳を除く。) 以上1種類	36.2m <sup>2</sup>	3.0m (屋外)	62.1m <sup>3</sup>
紙くず(再生利用可能なものを除く。) 以上1種類	17.0m <sup>2</sup>	3.0m (屋外)	29.1m <sup>3</sup>
紙くず(再生利用可能なものに限る。) 以上1種類	17.0m <sup>2</sup>	3.0m (屋外)	29.1m <sup>3</sup>
廃プラスチック類 以上1種類	108.6m <sup>2</sup>	3.0m (屋外)	186.2m <sup>3</sup>
がれき類(石綿含有産業廃棄物に限る。) 以上1種類	12.6m <sup>2</sup>	1.5m (屋外)	8.0m <sup>3</sup> (8.0m <sup>3</sup> コンテナ×1個)
廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物に限 る。) 以上1種類	12.6m <sup>2</sup>	1.5m (屋外)	8.0m <sup>3</sup> (8.0m <sup>3</sup> コンテナ×1個)
ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除 く。)及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物に限 る。) 以上1種類	12.6m <sup>2</sup>	1.5m (屋外)	8.0m <sup>3</sup> (8.0m <sup>3</sup> コンテナ×1個)
ゴムくず 以上1種類	12.6m <sup>2</sup>	1.5m (屋外)	8.0m <sup>3</sup> (8.0m <sup>3</sup> コンテナ×1個)
ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除 く。)及び陶磁器くず(廃石膏ボードを除く。) 以上1種類	25.2m <sup>2</sup>	1.5m (屋外)	16.0m <sup>3</sup> (8.0m <sup>3</sup> コンテナ×2個)
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、 ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリート くず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず、がれ き類 以上8種類	12.6m <sup>2</sup>	1.5m (屋外)	8.0m <sup>3</sup> (8.0m <sup>3</sup> コンテナ×1個)
ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除 く。)及び陶磁器くず(廃石膏ボードに限る。) 以上1種類	117.0m <sup>2</sup>	3.0m (屋外)	200.5m <sup>3</sup>
木くず 以上1種類	117.0m <sup>2</sup>	3.0m (屋外)	200.5m <sup>3</sup>
がれき類 以上1種類	56.6m <sup>2</sup>	3.0m (屋外)	97.0m <sup>3</sup>



【事業場②】

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ	保管上限
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず（いずれも水銀使用製品産業廃棄物に限る。）以上3種類	18.6m <sup>2</sup>	1.5m (屋外)	8.1m <sup>3</sup> (8.1m <sup>3</sup> コンテナ×1個)
廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず、がれき類（いずれも石綿含有産業廃棄物に限る。）以上3種類	33.3m <sup>2</sup>	1.5m (屋内)	8.1m <sup>3</sup> (8.1m <sup>3</sup> コンテナ×1個)

(以下余白)

